

株式会社設立時決定事項
(非取締役会設置会社)

商 号 : _____

(参考) 商号にローマ字等を用いることについて <http://www.moj.go.jp/MINJI/minji44.html>
※会社法では、類似商号の禁止制度が廃止されましたので、商号と本店の所在地とがともに同一でなければ、商号が既存の会社と同一又は類似のものであっても、登記することが可能です。なお、不正の目的をもって、他の会社と誤認させる商号を使用することは禁止されています(会社法第8条)。また、法令により商号に使用することを禁止されている場合(例えば「銀行」)があります。

商号英文 : _____

※英文表示は、定款に記載したいときだけ記入してください。記載しなければならないものではありません。

本 店 : _____

※登記簿上、マンション・ビル名は、省略しても構いません。

目 的 : • _____
• _____
• _____
• _____
• _____
• _____
• _____
• _____
• _____
• _____
• _____
• _____
• _____
• _____

※目的の最後に記載するものとして次のいずれかを選択してください。

前各号に附帯関連する一切の事業 (←付帯関連事業のみ可能になります)

その他適法な一切の事業 (←全ての事業が可能になります)

※会社の目的が具体的かどうかについては、従来と異なり、登記申請に際して審査はしませんが、記載内容によって、例えば官公庁への届出や取引等において不都合が生ずることもあり得ますので、十分ご注意ください。詳しくは、提出先官公庁等へお問い合わせください。なお、目的について適法性や明確性が無いもの(公序良俗に反するもの、記載内容が不明確なもの)などはこれまでと同様に登記することはできません。

公告方法： 官報
 新聞
 電子公告 URL http://_____

※電子公告制度について <http://www.moj.go.jp/MINJI/minji81.html>

資本金：_____円

※資本金は1000万円未満でも設立できるようになりました。

設立に際して発行する株式（発行済株式総数）

：株式総数_____株、1株価格_____円

※1株の価格は、希望がなければ1万円としてください。

発行可能株式総数：_____株

※いわゆる授權枠です。授權枠内であれば、定款変更の手続きをせずに、新株発行（増資）をすることができます。授權枠を超えて新株を発行しようとするときは、株主総会で定款変更の手続きをし、登記しなければなりません。特に、新株発行の予定がなくても、資本金1億円まで増資できるようにしておくことをお勧めいたします。

株式の譲渡制限規定： 定める 定めない

※定めてください。

決算期： _____月

設立した月の前の月

取締役の任期： 2年 4年 10年 _____年

※取締役の任期は、原則2年ですが、最長10年まで伸ばすことができます。任期ごとに選任手続きをし、役員変更の登記をしなければなりませんので、株主が取締役となる場合は10年とし、株主以外の者が取締役となる場合などは2年、延ばしたとしても4年程度としたほうがよいかと思えます。なお、株式の譲渡制限規定を定めない場合は、2年となります。

監査役の任期（監査役を置く場合）： 4年 10年 _____年

※監査役の任期は、原則4年ですが、最長10年まで伸ばすことができます。

発起人（株主）：

住所 _____

引受株数 _____ 株 氏名 _____

取締役を選任する

代表取締役を選任する。

住所 _____

引受株数 _____ 株 氏名 _____

取締役を選任する

代表取締役を選任する。

住所 _____

引受株数 _____ 株 氏名 _____

取締役を選任する

代表取締役を選任する。

※取締役は、1名でも構いません。

発起人以外の取締役（※発起人以外に取締役を選任する場合）：

住所 _____

氏名 _____

代表取締役を選任する。

住所 _____

氏名 _____

代表取締役を選任する。

監査役（※監査役を置く場合、監査役は置かなくても構いません。）：

住所 _____

氏名 _____

住所 _____

氏名 _____

※必要書類 発起人の印鑑証明書 取締役の印鑑証明書 会社の代表取締役印